

欧州意匠登録—それは日本企業に有用か？(その2)(完)

ヴェーディク・フォン・デア・オステン・ザッケン*

相 澤 良 明 (訳)**

抄 録 前稿(その1)で、欧州共同体意匠制度について具体的内容や特徴を説明しながら、本制度を利用するメリットや、出願・登録手続きにおける注意事項などを述べたが、本稿では、本制度特有の問題点について、また、立体商標の保護と共同体意匠におけるロゴの保護など、複雑に交差した共同体商標制度との関係について、例をあげて解説する。

目 次

1. 序—欧州共同体意匠登録の強さ—
2. 概 要
 2. 1 保護の種類
 2. 2 保護対象(建物, 包装, ロゴなど)
 2. 3 地理的範囲
 2. 4 保護期間
 2. 5 保護要件
 2. 6 無審査登録(新規性及び個別性)
3. 統計データ
 3. 1 2005年7月末までの出願及び登録件数
 3. 2 出願上位各国
 3. 3 2004年度年間出願上位企業
 3. 4 製品分野
4. 出願及び登録手続きにおけるヒント
 4. 1 適切な出願書類
 4. 2 製品の部品の保護
 4. 3 ユーロカルノ分類の利用とその効果
 4. 4 多意匠出願
 4. 5 公報発行の延期(繰り延べ)
(以上, 1月号掲載)
5. 興味を引く問題
 5. 1 登録対象外の品目
 5. 2 先行権
 5. 3 非登録共同体意匠権の脅威
 5. 4 登録意匠としてのロゴ
 5. 5 意匠登録としての立体商標

5. 6 無効部における審決例

(以上, 本号掲載)

5. 興味を引く問題

5. 1 登録対象外の品目

特定な品目を登録対象から除外するいくつかの規則があるが、これには意外と論理的でないと思えることがある。いずれこうした規則は、不確実な状況を生じさせることになり、将来きっと裁判所が取り上げる機会が増えることになる。

さらに、いくつかの品目は共同体意匠制度に合致しないという理由ではなく、むしろ政治的な理由から除外されている。例えば、見えない部品(non-visible components)からなる複合製品(complex product)、補修部品(spare parts)や連結部品(connection parts)などである。保護対象品目から除外する政治的な背景には、供給者を販売後の消耗品販売事業(after-sales markets)の独占から排除する目

* HOFFMANN・EITL LL. M. Partner 弁護士
Dr. Wedig von der Osten-Sacken

** 日本技術貿易株式会社 意匠商標部 部長
Yoshiakira AIZAWA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的がある。

1) 視認性 (Visibility)

通常の使用時 (during normal use) には目に見えない (invisible) 複合製品の構成部品は意匠権保護対象から除外される。通常の使用とは最終利用者 (the end user) による使用と見做されており、補修 (maintenance)、点検 (servicing) や修理 (repair) は含まれない。

明確な例としては、ギアボックスである。これは通常車の使用時には見えないからである。

同じことが、エンジンにも適用されるべきであり、車を運転している間は見えない。ただし、Ferrari (フェラーリ) の“ガラス製のフード”で覆われたエンジン (図19) は例外となるかもしれない。



図19 フェラーリ “Glass hood”

しかし、あの素晴らしいPorsche (ポルシェ) のエンジンはどうだろうか? それは美しいものだが、上述の視認性の原則が適用されるとしたら、Porscheのエンジンは保護されないのである。

ところが、驚くべきことに、PorscheのCayenne Engine (カイエンエンジン) の意匠 (図20) はイギリスで登録されている。これは複合製品の構成部品ではない (not be a com-

ponent part of a complex product) と判断されて保護の対象と見做されたのであろう。したがって、視認性の問題は取り上げられず、意匠権としての保護が認められている。

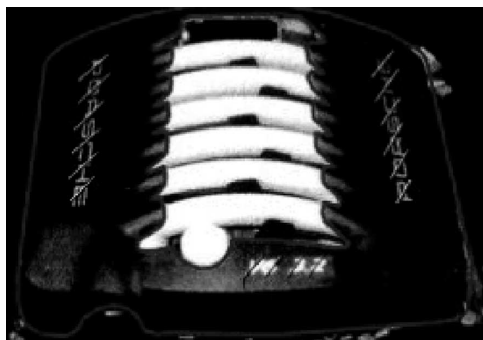


図20 イギリス意匠登録 3000173
ポルシェ “Cayenne Engine”

この様に、欧州意匠法は一貫した体系からはまだ程遠く、出願をしないよりは、出願しておくことは無駄ではないのは明らかである。

さらに興味深い問題はトナーカートリッジである。通常のプリンタの使用では、空になったカートリッジの取替えを保護しないと考えられているので、保護の対象から除外されると考えられている。しかし、トナーカートリッジの消耗品の販売はプリンタ製造業のビジネスにとって非常に重要な部分であるから、どう保護を受けるかについて確実に検討されている。したがって、カートリッジを透明なカバーの下に設置することや素晴らしい意匠に変更すること、プリンタの外側に見えるように設置することなどを検討する価値があるだろう。

視認性の問題は、明らかに複合製品の部品でない下記事例の場合、実際に無意味である。

- ・ 建築に使う合わせ釘は壁の一部ではない。(言うまでもないことだが、新規性と独自性の課題がある。)
- ・ 義肢、例えば、人工腕骨の例では、人間は製品ではないから複合製品の部品ではない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

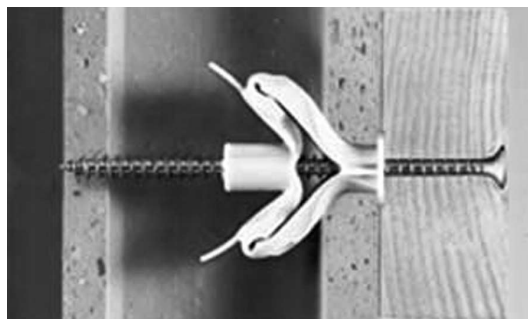


図21 合わせ釘

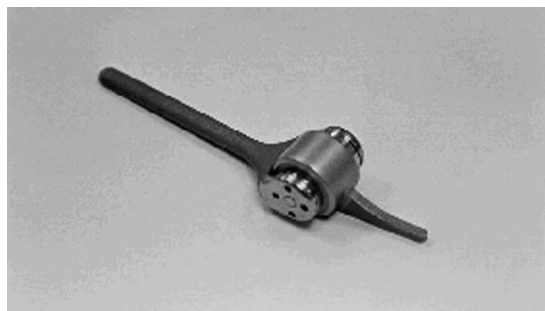


図22 人工肱骨 イギリス登録意匠 2090369

2) 補修部品 (Spare parts) - 現在そして将来も保護されるだろうか?

共同体意匠規則では、補修部品は複合製品を元の外観に復元することで、修復の目的をかなえる部品であると定義している。この規則は主に自動車製造業の分野における補修部品について言及している。

加盟国のいくつかは自国の自動車製造業者を保護することを希望し、補修部品に関する意匠の保護が規定されることを望んでいるが、その他の数カ国はそうではない。こうした対立により、現在は妥協の状況、つまり経過措置の規定がある。

例えば、ドイツ意匠法は現在でも、補修部品の意匠権保護を規定しており、共同体意匠法の下では、補修部品の登録はできるが、補修部品問題の最終的判断がなされるまで権利行使することはならないとされている。

一方、欧州共同体委員会 (European Commission) は、補修部品を保護対象から除外する提

案を出している。本案が、欧州議会で承認された場合、共同体意匠制度及びドイツを含むすべての加盟国を拘束することになる。

しかし、安全を確保するため、欧州議会 (European Parliament) が最終的な決定をするまで、補修部品の共同体意匠出願を控えるべきではない。ドイツが重要である場合、ドイツは現在補修部品に対する意匠保護を規定しているので、別途ドイツ国内意匠出願をするべきである。

さらに、通常補修部品と考えられるすべての製品が保護から除外されるのではない。既に述べたように、共同体意匠規則での補修部品とは複合製品を元の外観 (its original appearance) に復元する目的をかなえる部品のみである。

例えば、タイヤやホイールに関して言えば、それらが実際に法律的感觉で言う、まさに補修部品かどうか疑問が残る。



図23 共同体登録意匠 261086-0001



図24 共同体登録意匠 10442-0001

タイヤやホイールはその自動車を元の外観に復元するためにのみ使われるものではない。これらは、独立した、そして交換可能な製品として

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

みることができる。なぜなら、交換するにあたりタイヤの場合、主に技術的機能を元に戻すのであり、またホイールの場合、概して新しい外観を提供している。

したがって、むしろ出願しないよりはするべきであろう。

3) 接続部品

いわゆる、マストフィット（接合必須）部品は、その製品が機構的に別の製品に接合されるために、そのままの形状と寸法で必ず再生産されなければならない部品のことを言う。こうしたマストフィットの接続部品はそれらの接合機能（connection function）に関する特徴は共同体意匠の保護対象から除外される。

例えば、電気のソケットの部品は、プラグが装着できるように特定の形式で成形されなければならないので、意匠の保護対象から除外される。しかし共同体意匠では、筐体のようにソケットのその他の特徴は保護される。

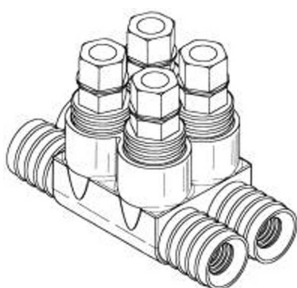


図25 共同体登録意匠 61262

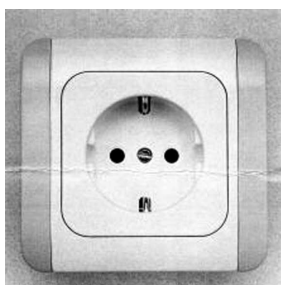


図26 共同体登録意匠 67905

また、時に陳情（lobby）活動が功を奏する

ことがある。スカンジナビア人は上記の規則に例外を導入しようと試みたのである。いわゆる“レゴ（Lego）”条項であり、共同体意匠規則は今やレゴの積み木とその他の組み立てユニットの接続部品、特に組み立ておもちゃや組み立て家具ユニットにも保護を認めている。

4) 技術的機能

製品の外観の特徴（feature of appearance）が全てその技術的な機能（technical function）により表現される場合、共同体意匠として認可されない。図27、図28のようなケースの場合に適用されるべきである。



図27 共同体登録意匠 49671 スパナ



図28 共同体登録意匠 322482 ねじくぎ

特徴全てが技術的な機能により表現されているかどうかを理解するには、商標事件において欧州裁判所が示した判決から学ぶことができる。これは有名な3枚刃の回転式シェーバー（髭剃り）に関する Philips（フィリップス）vs. Remington（レミントン）事件¹⁾である。

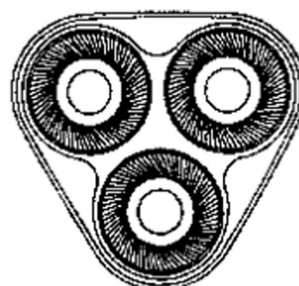


図29 3枚刃回転式シェーバー

本件は、3枚刃の回転体の数と位置がそのま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ま技術的理由により決定されるものであると認定され、2枚や4枚の回転刃でも同様の技術的側面を有している事実とは無関係であるとされたのである。

本件で適用されたこの原則は、単に技術的機能により意匠の保護が阻害されるかどうかの判断がなされるときにも、おそらく必ず引用されるであろう。

5. 2 先行権

新規性や個別性の欠如のほか、欧州連合域内での先行権 (earlier rights) も同様に共同体意匠を無効化することができる。

そうした先行権とは、以下の通りである。

- a) 先行する意匠出願若しくは登録で、後の意匠の出願日若しくは優先権主張日には公衆の利用に供されていなかったもの (もしくは、新規性の問題がある)
- b) 顕著な個性をもつ標識で所有者が使用を禁ずることができるもの (例えば、商標)
- c) 国内著作権法により保護される作品

先の商標権との抵触について言うと、その標章が保護をうけている商品や役務の範囲は問題ではない。なぜなら、意匠はすべての商品や役務も保護すると見做されているので、そういう意味では商品と役務は常に同一である。

したがって、著者はコカコーラの瓶の商標がついている益の登録共同体意匠の無効宣言手続きに勝利するチャンスがあるとは考えていない。



図30 共同体登録意匠 33550-0001

5. 3 非登録共同体意匠権の脅威

既に述べたように、共同体意匠規則に基づく意匠においては、登録のための方式手続きなく、その意匠を公知にすることにより、非登録共同体意匠 (unregistered Community Design) の形態で保護を受けることができる。

登録の手続きなしに保護を受けられるとしたら、登録共同体意匠出願のポイントは何にあるだろうか? この疑問に対する回答は非常に簡単である。

非登録共同体意匠は登録共同体意匠に比べて非常に脆弱である。なぜなら、模倣 (copying) に対する保護のみがなされるからである。つまり、非登録共同体意匠の所有者はその意匠の開示に加えて、侵害訴訟手続きにおいて加害者が意図的にその意匠を模倣したことを証明しなければならないのである。さらに、非登録共同体意匠は保護期間の制限があり、開示から3年間のみである。

したがって、ライフサイクルの短い製品 (例えば季節もののファッション) のように通常明らかに模倣されるものを除き、保護に限界がある非登録共同体意匠に企業は依存すべきではない。

特に、欧州連合域外で意匠の開示がなされたような場合には、その意匠に関して非登録共同体意匠の権利は発生すらしていないと考えるべきである。これは、開示 (disclosure) に対する異なった概念に基づいているためである。

『第一に新規性を阻害する開示となる』

共同体意匠の新規性が阻害されるような開示が世界中のどこでなされるかもしれないのである。

注意事項：日本の登録公報の発行でその意匠を公知とすることは、それにより共同体意匠の新規性を阻害するこ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ともなりかねない。

この点に関しては、ランプの意匠が中国の広東フェアで既に開示されていることで、後の意匠の新規性が阻害されたとする、フランクフルトの高等裁判所が判示した判例²⁾を引用することができる。本件ではこの特定分野の欧州業界の人々は中国での大きな展示会において、例えば、約10万人が集まるような広東フェアで、決まって出展される製品を通常は知っており、したがって、そこでの開示は共同体意匠の新規性を阻害する先行意匠例となりうると確認されたのである。

『第二に、開示は非登録共同体意匠の基礎ともなりうる』

原則的に、非登録共同体意匠の保護はその意匠の開示から始まる。しかし、保護の基礎を形成する開示の概念は、欧州連合域内における開示にのみ適用される。共同体意匠規則110条a項第5パラグラフは、この点について11条を引用して次のように明確に規定している；

「意匠（非登録）は共同体域内でまだ公衆の利用に供していなければ、非登録共同体意匠として保護を受けることはできない。」

注意事項：日本意匠公報による発行や欧州域外での製品紹介はその結果として生じる非登録共同体意匠を認めるものではない。

したがって、フランクフルト地方裁判所は以下の事件³⁾で次のように判示した。提訴人はアメリカでのその意匠の開示に基づき家庭用トレーニング器具の非登録共同体意匠の主張を試みた。しかし、フランクフルト地方裁判所は、非登録共同体意匠は欧州連合域内での開示が要件とされ、アメリカにおける家庭用トレーニング器具の開示は、域内でなされたものでないと判示した。

換言すると、欧州連合域内での開示か、欧州

連合域外、例えば日本での開示から12ヶ月以内に共同体意匠出願を申請するか、どちらかが欧州連合域内で創作者自身の意匠権を確立するには必要である。

『非登録共同体意匠権の判例』

さて、こうした非登録共同体意匠にかかる判例は今のところ数が限られている。しかし、イギリス高等裁判所が判じた、アメリカ玩具会社Mattel（マテル）社（バービー人形でその名が良く知られている）の比較的有名な事件⁴⁾は取り上げる価値があろう。イギリス高等裁判所はドイツの玩具会社Simba Toys（シンバ玩具）社がMattel社の人形に外見が良く似ている人形を欧州連合で製造・販売し、Mattel社の非登録意匠を侵害したと認定したのである。



図31 Mattel社の非登録意匠



図32 Simba社の人形

しかし、非登録意匠制度の伝統がない他の加盟国裁判所が非登録共同体意匠だけに基づいて同様の判決を行うかどうか、今後引き続き注目していく必要がある。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

5. 4 登録意匠としてのロゴ

この議論をするときは、次の2つの質問がきわめて重要である。

- ・ロゴは意匠として登録できるか？
- ・ロゴを商標としてではなく、意匠として登録するのは“間違った利用 (knocking on the wrong door)”だろうか？

共同体意匠登録簿には数多くの登録済みロゴを見つけることが出来る。

例えば、次のような例が挙げられる。



図33 共同体意匠登録 288121



図34 共同体意匠登録 12893

共同体意匠規則がロゴなどの保護を認めているかどうかの疑問はあるかもしれない。意匠とはその“製品 (product)”の全体若しくは一部の外観を意味するのである。しかし、規則はとりわけ製品を例えばロゴのような“図形記号 (graphic symbols)”を含む、工業品若しくは工芸品であると規定している。

したがって、最初の疑問に対する回答は明らかに“Yes”となる。ロゴは意匠として登録できる。

次に、第二の疑問が残っている。つまりロゴを意匠として出願することは間違った利用であろうか。確かにロゴに対する伝統的な知的財産

権としては登録商標であろうが、意匠として同様に登録が可能である。それでは、ロゴを意匠として登録した場合、商標として登録した場合と比べてどのようなメリットやデメリットがあるだろうか。

ロゴ意匠権のメリットは下記の通りである；

- ・OHIMでの実体審査は行われないので、ロゴ意匠の登録は格安で早い。
- ・商標のように使用の条件なく、25年間の保護が受けられる。
- ・ロゴ意匠登録は図形 (グラフィック) の様な要素の外観を保護するものであるから、それが使用される製品の種類に関係しない。(商標と対照的に、共同体意匠登録はすべての商品やサービスを保護する。)
- ・商標権侵害手続きと対照的で、しばしば難しい議論となる“商標的使用”は意匠権では不要である。ロゴ意匠権の視覚的な要素のいかなる複製物も侵害品として見做される。

ロゴ意匠権のデメリットは下記の通りである；

- ・この登録意匠は権利者が有効な権利を取得したことを保証するものではない。裁判所における侵害手続き若しくはOHIMでの無効宣言請求手続きにおいて、その有効性が問われることになる。
- ・さらに、意匠権はそのロゴの言葉の要素を保護するものではなく、図形意匠のみを保護する。したがって、ロゴ意匠は異なる仕様での同一の言葉の使用を妨げるものではない。
- ・別の大きな問題は新規性である。意匠出願は新規でなければならず、また12ヶ月のグレース (猶予) 期間が守られていなければならない。しかし、共同体意匠として登録されている図形記号の中には長く欧州市場

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で見られており、明らかに新規であるとは区別されないようなたくさんの図形記号やロゴがあるのも驚きである。

- ・最後に、保護期間は最長25年までと制限されている。

意匠と商標のメリット・デメリットのバランスを埋め合わせる時に、古いロゴの共同体意匠出願はおそらく間違った利用である。しかし、新しいロゴであれば、両制度の有利な点を組み合わせることができる。つまり、ロゴの共同体意匠出願は商標権保護の代替では決してないが、商標権保護を補完するものである。

大事なことをひとつ言い残したが、更に次の効果がある。欧州連合域内で、商標出願したロゴの公告が公報で発行されると、商標出願とは無関係に非登録共同体意匠の成立要件が満たされる。

さらに、そうした非登録共同体意匠権は、商標出願人ではなく、ロゴの創作者のものとして成立する。したがって、後日（開示の後で）創作者が権利を主張して問題となるようなことがないように、契約書を必ず交わすことが必要である。

5.5 意匠登録としての立体商標

ロゴ意匠の出願は商標権保護と並んで役に立つが、製品の形状やパッケージについても同様である。共同体意匠規則と共同体商標規則（また、調和した国内法同様）は、共に立体の品目も保護することが約束されている。

共同体意匠規則は、「意匠とは製品の外観を意味する」そして「製品とは、パッケージ・・・を含む工業品若しくは工芸品目・・・を意味する」と規定し、同様に、共同体商標規則は、「共同体商標は、商品若しくはそれらのパッケージの形状・・・を含む・・・すべての標識から構

成される」と規定している。

したがって、これらの文言によると、双方の知的財産権は製品の形状とパッケージの保護を競合することになる。

つまり、問題は製品の形状やパッケージを守りたい場合、どちらの知的財産権を選択すべきかにある。形状やパッケージが新規かつ個性を有している場合、共同体意匠出願をすることを忘れてはいけない。しかし、可能であれば商標権も同様に取得する試みをするべきである。

立体商標は、一旦権利化できると、そのメリットに気づかされる。この権利は所有者の希望する期間まで拡張可能であり、まして商標局が審査を完了した知的財産権である。

ところで、欧州裁判所の最新の判例から、非伝統的な立体商標は今日欧州当局による非常に厳格な審査を受けていることがわかる。欧州裁判所はマグライト懐中電灯の形状は立体商標の保護の対象ではないとの判断を最近行ったのである。



図35 マグライト懐中電灯比較

立体商標に対するOHIMの登録実務を総括すると、商標権での保護を成立させるには、純粋に審美的（美的感覚のある）形状であると言うだけでは不十分であることが明らかになったと言える。

しかし、この制限的な審査実務には、その立体商標が識別（顕著）性を獲得していることを

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

主張することで、殆どのケースが克服できるだろう。

例えば、小型のマグライト懐中電灯の形状はドイツ及びOHIMで顕著性を有することに基づく商標として登録することが可能であった。



図36 マグライト懐中電灯

商標の権限（保護期間の制限がないことや審査済み知的財産権であることなど）を前提とすれば、少なくとも識別性にもとづく商標権の保護を獲得することは創作者の目標とするべきである。

したがって、製品の形状やパッケージが共同体意匠権として登録になるならば、その意匠の所有者は、識別性を確立するための25年間の機会が与えられると言える。

上記の考察は、例えば、ドイツ自動車メーカーのポルシェ社の出願戦略とも合致している。

新規の意匠については、共同体意匠出願から開始する。例えば、彼らはすでに新しいポルシェ911の形状を出願している。



図37 Porsche 911

一方、古いモデルについては、例えばカレラの伝統的な形状はすでに識別性を獲得しているので、ポルシェ社は立体登録商標としての権利

を既に取得している。

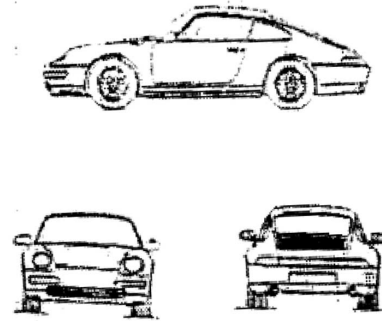


図38 Porsche Carrera

5. 6 無効部における審決例

OHIMは、現在までに14件の無効審決を発行している。

登録後、第三者は誰でもOHIMに無効宣言請求手続きを通じて登録共同体意匠を攻撃することができる。

OHIMはそこで初めて、対象となる共同体意匠の新規性と個別性の審査を開始する。この審査では、OHIMは先行意匠例と対象共同体意匠の個々の特徴や全体の印象を比較審査する。しかし、ここではOHIMは当事者の請求に基づき、無効宣言請求において請求人が提出した先行意匠例のみを検討する。なお、請求人はいつでも取下げ手続きを行い、無効宣言請求の手続きを終了することができる。

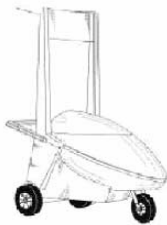
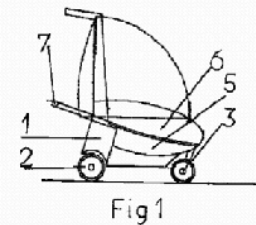
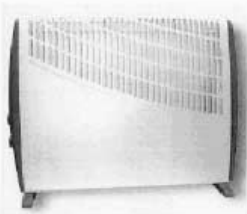
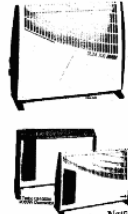

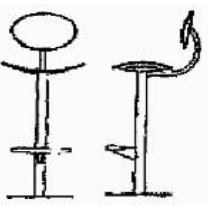
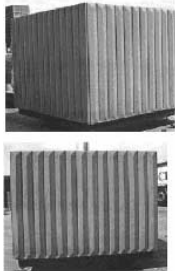
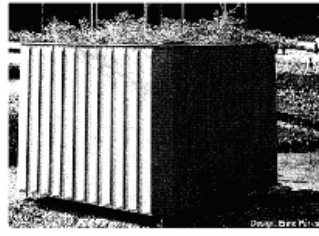
表4の事例を通して、読者にはOHIMが何を無効とし、何を有効であると判断しているか知っていただくことができる。

注 記

- 1) Decision of June 18, 2002 Case No. : C-299/99
- 2) Decision of August 12, 2004 - 6 U 91/04 (Canton-fair)
- 3) Decision of March 17, 2004 - 3/12 O 5/04 (Ab Swing - Hometrainer)
- 4) Case No. : HC-03 No.2684 (Neutral Citation Number: [2003] EWHC 2414 (Ch))

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表 4 無効取消請求審決例

共同体登録意匠	審決結果	先行意匠例	理由
3660-0001 運搬器具	取消	下記	新規性欠如, 同一先行意匠例提出
			
55520-0001 ヒーター	取消	下記	新規性欠如, 同一先行意匠例提出
			
52690-0001 コーヒーメーカー	取消	下記	新規性欠如 同一先行意匠例提出
			
3595-0001 椅子	取消	下記	独自性欠如, 類似先行意匠例提出
			
62005-0001 コンテナ	取消	下記	独自性欠如, 類似先行意匠例提出
			

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

共同体登録意匠	審決結果	先行意匠例	理由
20318 容器	無効	下記	独自性欠如, 類似先行意匠例提出
			
共同体登録意匠 18148-0001 天井灯	登録確認	下記	意匠性の相違 類似先行意匠例提出
			
共同体登録意匠 22454-0001 殺菌化粧用具	登録確認	下記	意匠性の相違 類似先行意匠例提出
			
共同体登録意匠 112933 化粧容器	登録確認	下記	意匠相違, 類似先行意匠例提出
			

(原稿受領日 2005年9月22日)